

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 24 年 2 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 基幹統計調査の承認	4
国民生活基礎調査（平成24年承認）（厚生労働省）	4
3 一般統計調査の承認	8
平成23年産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）（平成24年承認）（厚生労働省）	8
商品流通調査（平成24年承認）（経済産業省）	10
社会福祉施設等調査（平成24年承認）（厚生労働省）	11
貴金属流通統計調査（平成24年承認）（経済産業省）	14
非鉄金属海外鉱等受入調査（平成24年承認）（経済産業省）	16
4 届出統計調査の受理	17
(1) 新規	17
福岡県広報に関する県民意識調査（平成24年届出）（福岡県）	17
コミュニティサイクル「シティバイク」に関するアンケート調査（平成24年届出）（北九州市）	18
北部九州圏における移動交通手段に関するアンケート調査（平成24年届出）（福岡県）	19
経済要求妥結状況調査（平成24年届出）（埼玉県）	20
長寿社会の健康と医療・住まいに関するアンケート（平成24年届出）（福井県）	21
(2) 変更	22
民間資源回収実態調査（平成24年届出）（福井県）	22
市民の健康に関するアンケート（平成24年届出）（神戸市）	23
熊本県商品流通調査（平成24年届出）（熊本県）	24

[利用上の注意]

- 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「本月報」という。）中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。）第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。

- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第 8 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第 24 条第 1 項又は第 25 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第 2 条第 4 項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成 21 年 4 月 1 日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成◇年承認」「平成◇年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

○基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 平成 24 年度の簡易調査の実施に当たり、東日本大震災への対応として、以下について変更 ① 調査対象の地域的範囲から福島県を除外。 ② 報告者の選定の方法において、岩手県及び宮城県に関し、沿岸部市町村の地区が抽出された場合は、調査実施の可否を確認し、不可能な場合には、代替地区を選定する。	H24.2.9

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

○一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H24. 2. 6	平成23年産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）	厚生労働省
H24. 2. 13	商品流通調査	経済産業省
H24. 2. 15	社会福祉施設等調査	厚生労働省
H24. 2. 20	貴金属流通統計調査	経済産業省
H24. 2. 20	非鉄金属海外鉱等受入調査	経済産業省

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

○届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H24. 2. 8	福岡県広報に関する県民意識調査	福岡県
H24. 2. 9	コミュニティサイクル「シティバイク」に関するアンケート調査	北九州
H24. 2. 20	北部九州圏における移動交通手段に関するアンケート調査	福岡県
H24. 2. 27	経済要求妥結状況調査	埼玉県
H24. 2. 27	長寿社会の健康と医療・住まいに関するアンケート	福岡県

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（新規）について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H24. 2. 6	民間資源回収実態調査	福岡県
H24. 2. 6	市民の健康に関するアンケート	神戸市
H24. 2. 24	熊本県商品流通調査	熊本県

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（変更）について掲載したものである。

○基幹統計調査の承認

【調査名】 国民生活基礎調査（平成24年承認）

【承認年月日】 平成24年2月9日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室

【目的】 本調査は、国民生活基礎統計（保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

【沿革】 本調査は、「厚生行政基礎調査」（旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第60号を作成するための調査）、「国民健康調査」（同第68号を作成するための調査）、「保健衛生基礎調査」（旧統計報告調整法に基づく承認統計調査）及び「国民生活実態調査」（承認統計調査）を統合して、昭和61年から開始されたものである。調査は、3年ごとに実施する大規模調査と、その中間の各年に実施する簡易調査から構成される。その後の主な変更は、以下のとおりである。（1）平成13年：「介護票」を創設。「健康票」を密封回収化、（2）平成19年：「世帯票」及び「介護票」を自計報告化、（3）平成22年：「所得票」を自計報告化、（4）平成24年の簡易調査については、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除き実施される。

【調査の構成】 1－世帯票（大規模調査） 2－健康票（大規模調査） 3－介護票（大規模調査）
4－所得票（大規模調査） 5－貯蓄票（大規模調査） 6－世帯票（簡易調査） 7
－所得票（簡易調査）

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年の翌年7月）

※

【調査票名】 1－世帯票（大規模調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯及び個人 （属性）世帯及び世帯員 （抽出枠）平成17年国勢調査調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）276,000／49,566,000 725,000／127,768,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在 （系統）厚生労働省－都道府県－（保健所設置市・特別区）－保健所－指導員－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1. 世帯に係る事項（1）世帯員数等、（2）世帯を離れている方の状況、（3）住居の種類、（4）室数及び床面積、（5）5月中の家計支出総額等、2. 世帯員に係る事項（1）最多所得者、（2）世帯主との続柄、（3）性、（4）出生年月、（5）配偶者（夫又は妻）の有無、（6）医療保険の加入状況、（7）公的年金・恩給の受給状況、（8）乳幼児（小学校入学前）の保育状況（小学校入学前の者のみ）、（9）手助けや見守りの要否等（6歳以上の者のみ）、（10）教育（15歳以上の者のみ）、（11）公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）、（12）別居している子の有無等（15歳以上の者のみ）、（13）5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）、（14）1週間の就業日数等（15歳以上の者のみ）、（15）就業開始時期（15歳以上の者のみ）、（16）仕事の内容

(職業分類)(15歳以上の者のみ)、(17)勤めか自営かの別等(15歳以上の者のみ)、
(18)就業希望の有無等(15歳以上の者のみ)

※

【調査票名】 2－健康票(大規模調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)世帯員 (抽出枠)平成17年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)725,000/127,768,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在 (系統)厚生労働省－都道府県－(保健所設置市・特別区)－保健所－指導員－調査員－報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1.性、2.出生年月、3.入院・入所の状況、4.自覚症状の有無、その症状及び治療状況、5.通院・通所の状況・傷病名、6.病気やけが、予防で支払った費用、7.日常生活への影響(6歳以上の者のみ)、8.普段の活動ができなかった日数(6歳以上の者のみ)、9.健康状態(6歳以上の者のみ)、10.悩みストレスの有無・原因・相談状況(12歳以上の者のみ)、11.こころの状態(12歳以上の者のみ)、12.喫煙の状況(12歳以上の者のみ)、13.健診等の受診状況(20歳以上の者のみ)、14.がん検診の状況(20歳以上の者のみ)

※

【調査票名】 3－介護票(大規模調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)世帯員 (抽出枠)平成17年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,000/725,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在 (系統)厚生労働省－都道府県－(保健所設置市・特別区)－保健所－指導員－調査員－報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1.調査票の回答者、2.介護が必要な者の性別と出生年月、3.要介護度の状況、4.介護が必要となった原因、5.居宅サービスの利用状況、6.介護保険によるサービスを受けていない理由、7.主な介護者の介護時間、8.主な介護者以外の介護者の状況、9.家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容、10.居宅サービスの費用、11.65歳以上の介護保険被保険者(第1号被保険者)における介護保険料所得段階、12.介護費用の負担力

※

【調査票名】 4－所得票(大規模調査)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯及び個人 (属性)世帯及び世帯員 (抽出枠)平成17年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)50,000/276,000 132,000/725,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査実

施年の前年の1月1日～12月31日（系統）厚生労働省—都道府県—（市、特別区及び福祉事務所設置町村）—福祉事務所—指導員—調査員—報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の8月中旬

【調査事項】 1. 性、2. 出生年月、3. 所得の種類別金額、4. 課税等の状況別金額、5. 企業年金・個人年金等の掛金、6. 生活意識の状況（世帯主又は世帯を代表する者のみ）

※

【調査票名】 5—貯蓄票（大規模調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）世帯（属性）世帯（抽出枠）平成17年国勢調査調査区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）50,000/276,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施年の6月末日現在（系統）厚生労働省—都道府県—（市・特別区及び福祉事務所設置町村）—福祉事務所—指導員—調査員—報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の8月中旬

【調査事項】 1. 貯蓄現在高、2. 貯蓄現在高の増減及び減った場合の金額及び理由、3. 借入金残高

※

【調査票名】 6—世帯票（簡易調査）

【調査対象】（地域）全国（ただし、平成24年の簡易調査においては、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除く。）（単位）世帯及び個人（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）平成17年国勢調査調査区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）55,000/51,951,000 144,000/128,057,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在（系統）厚生労働省—都道府県—（保健所設置市・特別区）—保健所—指導員—調査員—報告者

【周期・期日】（周期）年（大規模調査実施年を除く。）（実施期日）厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬

【調査事項】 1. 世帯に係る事項（1）世帯員数等、（2）5月中の家計支出総額、2. 世帯員に係る事項（1）最多所得者、（2）世帯主との続柄、（3）性、（4）出生年月、（5）配偶者（夫又は妻）の有無、（6）医療保険の加入状況、（7）傷病の状況、（8）公的年金・恩給の受給状況、（9）教育（15歳以上の者のみ）、（10）公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）、（11）5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）、（12）勤めか自営かの別等（15歳以上の者のみ）

※

【調査票名】 7—所得票（簡易調査）

【調査対象】（地域）全国（ただし、平成24年の簡易調査においては、東日本大震災の影響により、福島県の全域を除く。）（単位）世帯及び個人（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）平成17年国勢調査調査区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）13,000/55,000 33,000/144,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査実施年

の前年の1月1日～12月31日（系統）厚生労働省－都道府県－（市・特別区及び
福祉事務所設置町村）－福祉事務所－指導員－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）年（大規模調査実施年を除く。）（実施期日）厚生労働大臣への提出期
限は、調査実施年の8月中旬

【調査事項】 1. 性、2. 出生年月、3. 所得の種類別金額、4. 課税等の状況別金額、5. 企業
年金・個人年金等の掛金、6. 生活意識の状況（世帯主又は世帯を代表する者のみ）

○一般統計調査の承認

【調査名】 平成23年産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）（平成24年承認）

【承認年月日】 平成24年2月6日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課審査解析室

【目的】 産業連関表作成に必要な部門別投入構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和40年以降、産業連関表の作成に合わせて5年ごとに実施されてきたが、平成23年に、調査の名称が「産業連関表作成基礎調査」から「医療業・社会福祉事業等投入調査」に変更された。

【調査の構成】 1－医薬品製造業票 2－保健衛生事業票 3－社会福祉事業票

【公表】 インターネット（平成25年5月）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更のほか、調査対象の範囲、報告者の選定方法、調査事項の一部変更等。

※

【調査票名】 1－医薬品製造業票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる小分類「医薬品製造業」に係る生産活動を行う民営事業所を範囲とする。（抽出枠）平成21年経済センサス－基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）200／1,600 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）平成23年1月～12月 （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年6月～7月

【調査事項】 1. 従業者数、2. 売上高、3. 経費の内訳、4. 直接材料費の内訳、5. 屑・副産物の売却の内訳

※

【調査票名】 2－保健衛生事業票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる小分類「健康相談施設」、「その他の保健衛生」に係る生産活動を行う民営事業所を範囲とする。（抽出枠）平成21年経済センサス－基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）400／2,200 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）平成23年1月～12月 （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年6月～7月

【調査事項】 1. 従業者数、2. 売上高、3. 経費の内訳、4. 直接材料費の内訳、5. 屑・副産物の売却の内訳

※

【調査票名】 3－社会福祉事業票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる小分類「児童福祉事業」、「障害者福祉事業」、「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」に係る生産活

動を行う民営事業所を範囲とする。 （抽出枠）平成21年経済センサスー基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）900／40,300 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年1月～12月 （系統）厚生労働省ー民間事業者ー報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年6月～7月

【調査事項】 1. 従業者数、2. 売上高、3. 経費の内訳、4. 直接材料費の内訳、5. 屑・副産物の売却の内訳

【調査名】 商品流通調査（平成24年承認）

【承認年月日】 平成24年2月13日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ経済解析室

【目的】 製造業における各商品の輸出及び移出入における地域間の取引状況と、主要な販売先業種を明らかにし、経済産業省、各経済産業局及び沖縄県にて作成する地域産業連関表並びに関係府省庁が共同事業として作成する産業連関表の基礎資料とすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和40年以降、産業連関表の作成に合わせて5年ごとに実施されている。

【調査の構成】 1－商品流通調査票

【公表】 インターネット（平成26年2月）

【備考】 今回の変更は、調査・目的及び調査対象の範囲等の変更。

※

【調査票名】 1－商品流通調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「製造業」（細分類「生コンクリート製造業」を除く。）のうち、「商品流通調査品目一覧」に掲げる品目を生産している事業所 （抽出枠）工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿及び個票

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）26,000/230,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年1月～12月 （系統）経済産業省－経済産業局－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年7月～8月

【調査事項】 1. 製造品の自工場生産額、2. 自工場消費額、3. 輸出向け及び国内向け出荷額、4. 国内向け出荷のうち消費地別構成比及び業種別構成比

【調査名】 **社会福祉施設等調査（平成24年承認）**

【承認年月日】 平成24年2月15日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課

【目的】 全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、統計報告調整法に基づく統計報告の徴集として、昭和31年に開始された。昭和60年には、精密調査（3年周期）と簡易調査（中間年）に区分された。平成24年度には、地方公共団体を報告者とする施設基本票及び事業所基本票が追加された。

【調査の構成】 1－施設基本票 2－事業所基本票 3－保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票 4－障害者支援施設等調査票 5－児童福祉施設等調査票 6－保育所調査票 7－障害福祉サービス等・障害児通所支援等事業所票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年翌年の9月下旬）

【備考】 今回の変更は、報告者（属性的範囲）の追加、調査事項の一部変更等。

※

【調査票名】 1－施設基本票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県、指定都市及び中核市

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）108 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在又は9月中の実績） （系統）厚生労働省－報告者（都道府県・指定都市・中核市）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）8月下旬～10月上旬

【調査事項】 1. 施設の種類、2. 施設名、3. 所在地、4. 設置主体・経営主体、5. 定員 等

※

【調査票名】 2－事業所基本票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県、指定都市及び中核市

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）108 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在又は9月中の実績） （系統）厚生労働省－報告者（都道府県・指定都市・中核市）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）8月下旬～10月上旬

【調査事項】 1. 事業の種類・事業所番号、2. 経営主体 等

※

【調査票名】 3－保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による老人福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者社会参加支援施設、売春防止法（昭和31年法律第118号）による婦人保護施設、その他の社会福祉施設等（授産施設、有料老人ホーム等）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）14,530 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在又は9月中の実績） （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)9月下旬～11月下旬

【調査事項】 1. 在所者数、2. 職種・常勤－非常勤別従事者数等

※

【調査票名】 4－障害者支援施設等調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)保健・医療施設 (属性)障害者自立支援法(平成17年法律第123号)による障害者支援施設等

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)7,240 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在又は9月中の実績) (系統)厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)9月下旬～11月下旬

【調査事項】 1. 在所者数、2. 職種・常勤－非常勤別従事者数、3. 過去1年間の退所理由・退所後の住居別退所者数、4. 障害者支援施設の指定昼間実施サービスの有無・種類、5. サービスの種類別利用状況等

※

【調査票名】 5－児童福祉施設等調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)保健・医療施設 (属性)児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童福祉施設(保育所を除く。)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による母子福祉施設

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)10,040 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時) (系統)厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)9月下旬～11月下旬

【調査事項】 1. 在所者数、2. 職種・常勤－非常勤別従事者数、3. 過去1年間の在所期間退所理由別退所者数等

※

【調査票名】 6－保育所調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童福祉施設(保育所を除く。)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による母子福祉施設

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)24,550 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在又は9月中の実績) (系統)厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)9月下旬～11月下旬

【調査事項】 1. 在所者数、2. 開所時間、3. 職種・常勤－非常勤別従事者数等

※

【調査票名】 7－障害福祉サービス等・障害児通所支援等事業所票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)障害者自立支援法(平成17年法律第123号)による障害福祉サービス等事業所、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所支援等事業所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)45,150 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自

計 (把握時) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 9月下旬～11月下旬

【調査事項】 1. 事業の種類・事業所番号、2. サービスの提供状況、3. サービスの従事者数等

【調査名】 貴金属流通統計調査（平成24年承認）

【承認年月日】 平成24年2月20日

【実施機関】 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課

【目的】 本調査は、貴金属（金地金、プラチナ、パラジウム）の流通及び多岐にわたる流通実態を把握し、貴金属の国内流通に関する行政施策の基礎資料とすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和62年6月に開始された。

【調査の構成】 1－貴金属流通統計調査票（金地金用） 2－貴金属流通統計調査票（プラチナ用）
3－貴金属流通統計調査票（パラジウム用）

【公表】 インターネット（調査実施月の翌々月中旬）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部の名称を変更。

※

【調査票名】 1－貴金属流通統計調査票（金地金用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）貴金属の生産及び流通を取り扱っている生産者、輸出入業者、貴金属商（抽出枠）協会名簿等

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）54 （配布）郵送・オンライン（電子メール）（収集）郵送・オンライン（電子メール）・FAX （記入）自計 （把握時）毎月末日現在（系統）経済産業省一報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月25日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 貴金属の生産、3. 貴金属の輸出入、4. 貴金属の国内流通受払、5. 貴金属の消費部門への払出、6. 貴金属の在庫状況

※

【調査票名】 2－貴金属流通統計調査票（プラチナ用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）貴金属の生産及び流通を取り扱っている生産者、輸出入業者、貴金属商（抽出枠）協会名簿等

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）52 （配布）郵送・オンライン（電子メール）（収集）郵送・オンライン（電子メール）・FAX （記入）自計 （把握時）毎月末日現在（系統）経済産業省一報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月25日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 貴金属の生産、3. 貴金属の輸出入、4. 貴金属の国内流通受払、5. 貴金属の消費部門への払出、6. 貴金属の在庫状況

※

【調査票名】 3－貴金属流通統計調査票（パラジウム用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）貴金属の生産及び流通を取り扱っている生産者、輸出入業者、貴金属商（抽出枠）協会名簿等

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）54 （配布）郵送・オンライン（電子メール）（収集）郵送・オンライン（電子メール）・FAX （記入）自計 （把握時）毎月末日現在（系統）経済産業省一報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月25日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 貴金属の生産、3. 貴金属の輸出入、4. 貴金属の国内

流通受払、 5. 貴金属の消費部門への払出、 6. 貴金属の在庫状況

【調査名】 非鉄金属海外鉱等受入調査（平成24年承認）

【承認年月日】 平成24年2月20日

【実施機関】 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課

【目的】 本調査は、非鉄金属の海外からの受入れ状況を明らかにすることにより、我が国における非鉄金属等の安定的かつ効率的な供給の確保を図るために鉱物資源に関する政策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、旧統計法下では通商産業省生産動態統計調査（指定統計第11号を作成するための調査）の非鉄金属月報（その3）として実施されてきたが、平成11年1月から同調査の付帯調査（承認統計調査）として実施されることとなり、統計法の全部改正により、承認統計調査から一般統計調査に移行した。

【調査の構成】 1－非鉄金属海外鉱等受入調査票

【公表】 インターネット（調査実施月の翌々月中旬）

※

【調査票名】 1－非鉄金属海外鉱等受入調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本の製錬・精製業者のうち、銅、鉛、亜鉛の製（精）錬原料を海外から受け入れている全ての事業所 （抽出枠）経済産業省生産動態統計調査対象名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）14 （配布）郵送・オンライン（電子メール） （取集）郵送・オンライン（電子メール）・FAX （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）経済産業省一報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月15日

【調査事項】 1. 事業所名及び所在地、2. 海外銅鉱受入内訳（国名、鉱山名、含有金属量）、3. 海外粗銅受入内訳（国名、製錬所名、含有金属量）、4. 海外鉛鉱受入内訳（国名、鉱山名、含有金属量）、5. 海外粗鉛受入内訳（国名、製錬所名、含有金属量）、6. 海外亜鉛鉱受入内訳（国名、鉱山名、含有金属量）

○届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 福岡県広報に関する県民意識調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年2月8日

【実施機関】 福岡県総務部県民情報広報課

【目的】 福岡県民の情報収集手段の実態や広報に関する県民ニーズなどを把握し、本県における広報事業の見直しに向けた基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－福岡県広報に関する県民意識調査 調査票

【備考】 本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－福岡県広報に関する県民意識調査 調査票

【調査対象】 (地域) 福岡県全域 (単位) 個人 (属性) 福岡県内に居住する20歳以上の人

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3,000/4,000,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査票記入日現在 (系統) 福岡県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成24年2月17日

【調査事項】 1. 県政への関心度について、2. 県ホームページについて、3. ふくおかインターネットテレビについて、4. 福岡県だよりについて、5. グラフふくおかについて、6. ふくおか県政だよりについて、7. 広報テレビ番組について、8. 広報ラジオ番組について

【調査名】 コミュニティサイクル「シティバイク」に関するアンケート調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年2月9日

【実施機関】 北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

【目的】 北九州市では、過度なマイカー利用から環境にやさしい乗り物である公共交通や自転車等への利用転換を促すため、小倉都心地区及び八幡東区東田地区において、NPO法人が事業主体となり、コミュニティサイクル事業（通称シティバイク）を実施している。本調査は、シティバイクのサイクルステーション増設の検討を行うにあたり、市民のニーズを確認するため、アンケート調査を行うもの。

【調査の構成】 1－「シティバイク」に関するアンケート調査（会員用） 調査票

※

【調査票名】 1－「シティバイク」に関するアンケート調査（会員用） 調査票

【調査対象】 （地域）北九州市小倉北区都心地区、八幡東区東田地区のコミュニティサイクル実施地区周辺 （単位）個人 （属性）現在のシティバイクの会員 （抽出枠）コミュニティサイクルの個人会員及び法人会員

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）200 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）北九州市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成24年3月6日～3月15日

【調査事項】 1. 月あたりのシティバイク利用回数、2. 1日あたりのシティバイク利用時間、3. シティバイクの主な利用目的、4. 通常の交通手段等

【調査名】 北部九州圏における移動交通手段に関するアンケート調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年2月20日

【実施機関】 福岡県建築都市部都市計画課

【目的】 北部九州圏域（福岡都市圏と北九州都市圏を中心とした福岡県内の地域と佐賀県の鳥栖市・三養基郡基山町）外流入者の圏域内での周遊実態及び交通改善ニーズの把握を行い、広域交通結節点等の機能強化やアクセス性及び周遊性の向上を図るための基礎資料とする。

【調査の構成】 1－北部九州圏交通実態調査票（国内版） 2－北部九州圏交通実態調査票（海外版）

※

【調査票名】 1－北部九州圏交通実態調査票（国内版）

【調査対象】 （地域）福岡県の空港、港湾、新幹線駅、高速バスセンター等の広域交通結節点及びビジネス・観光拠点（単位）個人（属性）圏域外に居住する15歳以上の個人（抽出枠）圏域外流入者

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）3,000/50,000（配布）調査員（取集）調査員（記入）他計（把握時）調査票記入日現在（系統）福岡県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成24年2月17日～3月3日

【調査事項】 1. 広域的な移動の際の交通手段、目的、頻度、目的地、2. 移動に関する問題点、達成状況 等

※

【調査票名】 2－北部九州圏交通実態調査票（海外版）

【調査対象】（地域）福岡県の空港、港湾、新幹線駅、高速バスセンター等の広域交通結節点及びビジネス・観光拠点（単位）個人（属性）圏域外に居住する15歳以上の個人（抽出枠）圏域外流入者

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）3,000/50,000（配布）調査員（取集）調査員（記入）他計（把握時）調査票記入日現在（系統）福岡県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成24年2月17日～3月3日

【調査事項】 1. 広域的な移動の際の交通手段、目的、頻度、目的地、2. 移動に関する問題点、達成状況 等

【調査名】 経済要求妥結状況調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年2月27日

【実施機関】 埼玉県産業労働部勤労者福祉課

【目的】 埼玉県内に所在する民間労働組合に対して、春季賃上げ、夏季一時金、年末一時金の要求妥結状況について調査することで、円滑な労使交渉に資するための基礎資料となる統計を作成する。

【調査の構成】 1－経済要求妥結状況調査票（春季賃上げ） 2－経済要求妥結状況調査票（夏季一時金） 3－経済要求妥結状況調査票（年末一時金）

※

【調査票名】 1－経済要求妥結状況調査票（春季賃上げ）

【調査対象】 （地域）埼玉県全域 （単位）労働組合 （属性）埼玉県内に所在する労働組合（抽出枠）埼玉県が作成・所有する労働組合名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）500/1, 844 （配布）郵送 （収集）FAX（記入）自計 （把握時）調査実施年の1年間 （系統）埼玉県－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年3月下旬～5月中旬

【調査事項】 1. 回答者属性（企業名、労働組合名、担当者役職・氏名）、2. 交渉の基礎となる情報（組合員の数・平均年齢・平均勤続年数、交渉時平均基準内賃金）、3. 要求・妥結状況（要求額・要求日・妥結額・妥結日）、4. 夏季一時金・年末一時金交渉（交渉時期、交渉方式、要求・妥結状況）

※

【調査票名】 2－経済要求妥結状況調査票（夏季一時金）

【調査対象】 （地域）埼玉県全域 （単位）労働組合 （属性）埼玉県内に所在する労働組合（抽出枠）埼玉県が作成・所有する労働組合名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）500/1, 844 （配布）郵送 （収集）FAX（記入）自計 （把握時）調査実施年の1年間 （系統）埼玉県－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年6月上旬～7月中旬

【調査事項】 1. 回答者属性（企業名、労働組合名、担当者役職・氏名）、2. 交渉の基礎となる情報（組合員の数・平均年齢・平均勤続年数、交渉時平均基準内賃金）、3. 要求・妥結状況（交渉時期、交渉方式、一時金要求妥結状況）

※

【調査票名】 3－経済要求妥結状況調査票（年末一時金）

【調査対象】 （地域）埼玉県全域 （単位）労働組合 （属性）埼玉県内に所在する労働組合（抽出枠）埼玉県が作成・所有する労働組合名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）500/1, 844 （配布）郵送 （収集）FAX（記入）自計 （把握時）調査実施年の1年間 （系統）埼玉県－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年11月上旬～12月中旬

【調査事項】 1. 回答者属性（企業名、労働組合名、担当者役職・氏名）、2. 交渉の基礎となる情報（組合員の数・平均年齢・平均勤続年数、交渉時平均基準内賃金）、3. 要求・妥結状況（交渉時期、交渉方式、一時金要求妥結状況）

【調査名】 長寿社会の健康と医療・住まいに関するアンケート（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年2月27日

【実施機関】 福井県健康福祉部長寿福祉課

【目的】 今後の高齢者数増加に見合った介護施設等の増加が見込めない中、現状での在宅生活の実態を調査し、将来の在宅高齢者の増加に備えた施策立案の基礎データを収集する。

【調査の構成】 1－長寿社会の健康と医療・住まいに関するアンケート 調査票

※

【調査票名】 1－長寿社会の健康と医療・住まいに関するアンケート 調査票

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）世帯 （属性）世帯 （抽出枠）NTT電話帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/200,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施期間中の任意の一日 （系統）福井県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成24年3月10日～3月16日

【調査事項】 1. 日常生活の中での不安や困り事の相談相手、2. 看護・介護の経験の有無、3. 在宅医療に関する認識度、4. 住まい及び周辺地域の環境

(2) 変更

【調査名】 民間資源回収実態調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年2月6日

【実施機関】 福井県安全環境部循環社会推進課

【目的】 民間のリサイクルの実態を調査することにより、福井県のリサイクルの現状を把握し、今後のリサイクル推進の施策展開に反映させる。

【調査の構成】 1－民間資源回収実態調査帳票（小売店用） 2－民間資源回収実態調査帳票（古紙回収業者用）

【備考】 今回の変更は、調査全体として、周期を1年から不定期に変更。

※

【調査票名】 1－民間資源回収実態調査帳票（小売店用）

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「卸売業，小売業」のうち、中分類「各種商品小売業」に属する事業所並びに中分類「飲食料品小売業」の小分類「管理，補助的経済活動を行う事業所」、小分類「各種食料品小売業」及び小分類「他に分類されない飲食料品小売業」に属する法人の事業所（抽出枠）平成21年度経済センサス－基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）508 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年の4月1日～調査実施年の9月30日 （系統）福井県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年） （実施期日）平成26年10月～12月

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 資源の店頭回収の有無、3. 資源ごとの店頭回収量、4. 資源化、再利用の方法

※

【調査票名】 2－民間資源回収実態調査帳票（古紙回収業者用）

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「卸売業，小売業」のうち、中分類「建築材料，鉱物・金属材料等卸売業」の小分類「再生資源卸売業」に属する法人の事業所（抽出枠）平成21年度経済センサス－基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）56 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年の4月1日～調査実施年の9月30日 （系統）福井県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年） （実施期日）平成26年10月～12月

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 古紙回収の有無、3. 古紙類の月別回収量

【調査名】 市民の健康に関するアンケート（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年2月6日

【実施機関】 神戸市保健福祉局健康部地域保健課

【目的】 「新・健康こうべ21」の最終評価及び次期健康増進計画策定のための基礎データを得るため。

【調査の構成】 1－市民の健康に関するアンケート 調査票

【備考】 今回の変更は、調査の目的の変更、調査事項の一部変更等。

※

【調査票名】 1－市民の健康に関するアンケート 調査票

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）個人 （属性）18歳以上、80歳未満の市民（抽出枠）住民基本台帳及び外国人登録原票

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000／1,180,000 （配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成24年1月1日現在（系統）神戸市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（実施期日）平成24年2月13日

【調査事項】 1. 健康づくりや健康状態に関する事項、2. 食生活に関する事項、3. 運動やスポーツに関する事項、4. 休養や心の健康づくりに関する事項、5. たばこやアルコールに関する事項、6. 歯の健康に関する事項、7. 健康づくりの取組に関する事項

【調査名】 熊本県商品流通調査（平成24年届出）

【受理年月日】 平成24年2月24日

【実施機関】 熊本県企画振興部交通政策・情報局統計調査課

【目的】 本調査は、経済産業省が実施する平成23年商品流通調査を補完するものとして、経済産業省の調査対象となっていない熊本県内事業所の商品流通状況を把握し、平成23年熊本県産業連関表を作成するための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1－平成23年熊本県商品流通調査票

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲及び調査方法等の変更。

※

【調査票名】 1－平成23年熊本県商品流通調査票

【調査対象】 （地域）熊本県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「製造業」（細分類「生コンクリート製造業」を除く。）のうち、「商品流通調査品目一覧」に掲げる320品目を生産する事業所 （抽出枠）工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査結果名簿及び個票

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）971／2,264 （配布）郵送・FAX （取集）郵送・FAX （記入）自計 （把握時）平成23年1年間の実績（1～12月） （系統）熊本県一報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成24年7月1日～7月31日

【調査事項】 1. 生産品目、2. 生産額、3. 自工場消費額、4. 輸出向出荷額、5. 国内向出荷額、6. 県別出荷額構成比等